

《参 考》

平成 27 年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

平成 27 年度から低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の拡大が予定されている。

1 改正（案）の概要

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象を拡大するため、保険料の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

(1) 5 割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{array}{r} \text{(現 行) 基準所得金額 33 万円} + \underline{24.5 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \\ \downarrow \\ \text{(改正後) 基準所得金額 33 万円} + \underline{26 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{array}$$

(2) 2 割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{array}{r} \text{(現 行) 基準所得金額 33 万円} + \underline{45 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \\ \downarrow \\ \text{(改正後) 基準所得金額 33 万円} + \underline{47 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{array}$$

【例】給与収入 3 人世帯

- ・ 5 割軽減基準収入 (現 行) 約 178 万円 → (改正後) 約 184 万円
- ・ 2 割軽減基準収入 (現 行) 約 266 万円 → (改正後) 約 274 万円

【例】給与収入 4 人世帯

- ・ 5 割軽減基準収入 (現 行) 約 213 万円 → (改正後) 約 222 万円
- ・ 2 割軽減基準収入 (現 行) 約 330 万円 → (改正後) 約 342 万円

【例】年金収入 2 人世帯 (65 歳以上)

- ・ 5 割軽減基準収入 (現 行) 約 202 万円 → (改正後) 約 205 万円
- ・ 2 割軽減基準収入 (現 行) 約 243 万円 → (改正後) 約 247 万円

2 施行日

平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の保険料から適用する。